

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。
G-MIS 操作や日次・週次調査回答につきまして、以下のようなお問合せを多くいただいております。
コールセンターへお問い合わせいただく前に、以下をご確認いただきますようお願いいたします。

■コールセンターへのよくあるお問合せカテゴリ

[1、操作方法等について](#)

[2、入力について](#)

[3、日次・週次調査項目の内容について](#)

[4、地域病床見える化について](#)

[5、有床診療所の日次調査の入力に係る改修について](#)

[6、緊急配布要請の受付停止について](#)

■操作マニュアル・入力要領

(各 PDF ファイルへのリンクを以下に記載しています。)

[・入力操作に関するマニュアル](#)

[・日次・週次調査 入力要領\(病院・有床診療所用\)](#)

[・日次・週次調査 入力要領\(診療所用\)](#)

[・日次・週次調査 入力要領\(とりまとめ団体用\)](#)

1、操作方法等について

Q1_1 ユーザ名（ログイン ID）が分からないので教えてください。

Q1_2 ユーザ名（ログイン ID）は変更できますか。

Q1_3 パスワードが分からない（紛失した／忘れてしまった）ので教えてください。

Q1_4 パスワードの変更方法を教えてください。

Q1_5 HER-SYS と G-MIS のパスワードは同じですか。

Q1_6 システム操作マニュアルは Web で見ることができますか。

Q1_7 ログアウト、サインアウトする方法を教えてください。

Q1_8 担当者、メールアドレスの変更方法を教えてください。

Q1_9 担当者、メールアドレス以外の、医療機関名や住所などの変更方法を教えてください。

Q1_10 自院が日次調査で報告した情報を閲覧できますか。

Q1_11 報告内容に誤りがあり、修正をしたいのですが可能ですか。

Q1_12 コールセンターの対応時間を教えてください。

Q1_13 操作方法、ユーザーアカウントやパスワードの再発行等の問い合わせはどこにしたらよいでしょうか。

Q1_14 システム利用の推奨環境を教えてください。

Q1_15 スマートフォン、タブレットでも入力できますか。

Q1_16 シングルサインオンエラーと表示されたのですがどうしたらよいですか。

Q1_17 メールアドレス変更時にメールが送られるようになったがなぜか。

Q1_18 メールアドレス変更の際、変更前のメールアドレスに通知されないようにしたい。

[一覧に戻る](#)

2、入力について

Q2_1 今日の日次調査の実績はいつ入力が可能になるのか。

Q2_2 次の週次調査の報告はいつ入力可能となるのか。

Q2_3 調査はいつまでに回答すれば良いでしょうか。

Q2_4 毎日入力が必要ですか。当日中に入力が必要ですか。

Q2_5 外来の実績について、土日・祝日といった、休診日の入力はどのように行えば宜しいでしょうか。

Q2_6 入院の実績等（入退院状況及び空床状況）について、土日・祝日における入力は必要でしょうか。

Q2_7 日次調査締め切り時刻に間に合わなかった分を、翌日の報告分に含めて報告してもよいでしょうか。

Q2_8 指定日まで遡って入力するのですか。

Q2_9 患者がいなかった日も入力が必要ですか。

Q2_10 外来対応医療機関として指定されていない場合、G-MIS での報告は必要ですか。

Q2_11 診療のみを行う医療機関も入力が必要ですか。

Q2_12 日次調査における「実績日」と「提出日」の違いを教えてください。

Q2_13 インターネット環境がない場合、FAX での報告も可能ですか。

Q2_14 日々の調査報告内容は変化なく同様なので、事務局で代理登録して欲しい。

Q2_15 G-MIS で入力したら、現在行っている保健所や都道府県への報告は不要ですか。

[Q2_16 収集した情報はどのように公開するのですか。](#)

[Q2_17 団体のとりまとめ報告とはなんですか。](#)

[Q2_18 G-MIS のユーザ名（ログイン ID）を保有していますが、とりまとめ団体から日次調査・週次調査の報告は可能ですか。](#)

[一覧に戻る](#)

3、日次・週次調査項目の内容について

- Q3_1 令和5年10月8日以降も、日次調査・週次調査は継続するのでしょうか。
- Q3_2 日次調査・週次調査の各項目の内容を確認したいです。
- Q3_3 1人に対して、PCR検査と抗原（定量・定性）検査の検体を採取した場合、検査数は2となるのでしょうか。
- Q3_4 「新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数」の欄には、検体採取の人数の過去からの累計を入力するのですか。
- Q3_5 日次調査の①開設時間内における発熱患者等の数（人）、②新型コロナウイルス検査実施(検体採取)総人数（人）の入力方法がわかりません。
- Q3_6 発熱患者数と検査状況の総人数は合致しなくてはならないのですか。
- Q3_7 開設時間内において、発熱患者以外の患者を診察した場合は計上するのですか。
- Q3_8 開設時間内における発熱者数について、発熱（37.5℃以上）が無い咽頭痛や咳の患者が受診した場合も含めるのですか。
- Q3_9 開設時間内における発熱患者等の数（人）には、発熱外来以外で診察した発熱患者も含めるのでしょうか。
- Q3_10 発熱外来を廃止し、全診察室で発熱患者を診察していく場合、全患者から新型コロナウイルス感染疑い患者の数を振り分けて、日次で把握することは困難であるが、新型コロナウイルス検査実施状況から把握し、報告してもよいのでしょうか。
- Q3_11 自院で入院調整を行った件数は、自院から他院へ調整行った数なのか、他院から自院へ調整を行った数のどちらを入力すればよいのでしょうか。

Q3_12 現段階（フェーズ）の即応病床数とは何でしょうか。

Q3_13 確保病床数と即応病床数の違いは何でしょうか。

Q3_14 「確保病床」はありますが、「即応病床」はない場合、入院中の新型コロナウイルス感染症患者数の「うち確保病床に入院中の患者数」はどのように入力したらよいでしょうか。

Q3_15 即応病床数と、新型コロナウイルス感染症患者受入可能病床数の違いは何でしょうか。

Q3_16 新型コロナウイルス感染中等症Ⅱ患者用と、新型コロナウイルス感染重症患者用を兼ねる場合、病床数はどのように入力したらよいでしょうか。

Q3_17 中等症Ⅱ患者、あるいは、中等症Ⅰ・軽症相当の患者が重症患者用病床に入院している場合、「重症患者用病床に入院中の患者数」及び「中等症Ⅱの患者数（呼吸不全あり）」はどのようにすればよいのでしょうか。

Q3_18 中等症Ⅱ患者数に、重症患者病床に入院している患者数も含めて計上し、ご報告すればよいのでしょうか。

Q3_19 「中等症Ⅱの患者数（呼吸不全あり）」に、人工呼吸器患者やECMO 管理中などの重症患者数を含めるべきでしょうか。

Q3_20 入院中の患者において、新型コロナウイルス感染症の療養を明けたものの、別の疾患で引き続き入院する場合、どのように入力すればよいでしょうか。

Q3_21 うち確保病床に入院中の患者数、うち確保病床外に入院中の患者数の合計について、入院中の新型コロナウイルス感染症患者数と一致する必要があるのでしょうか。

Q3_22 「搬送調整用連絡先」は毎回入力が必要でしょうか。

Q3_23 医療用物資に関する入力項目がないですが、物資の配布は受けられないのでしょうか。

[一覧に戻る](#)

4、地域病床見える化について

- Q4_1 地域病床見える化レポートで以前見れていた項目が見えなくなったが、参照できるのか。
- Q4_2 一部の病院の情報が出てこないのは、どうしてですか。
- Q4_3 ログインしても、地域病床見える化画面が表示されないのは何故でしょうか。
- Q4_4 各医療機関（病院、有床診療所）が入力した情報は、どのように地域の関係者間に共有されるのでしょうか。
- Q4_5 令和5年10月2日以降、日次調査の入力項目が変更されましたが、地域病床見える化の項目も変更されますか。

[一覧に戻る](#)

5、有床診療所の日次調査の入力に係る改修について

- Q5_1 診療所であるにも関わらず、病床関連の入力項目があるのはなぜですか。（例：病床の使用状況及び受入可能病床数等）
- Q5_2 令和5年7月12日に実施された有床診療所の日次調査の入力に係る改修の目的は何でしょうか。
- Q5_3 日次調査/週次調査の入力画面が変更されたのですが、以前の報告内容は確認できますか。
- Q5_4 令和5年7月15日以降、増えた入力項目（病床の使用状況及び受入可能病床数等）のうち、回答できないものがある場合（現在、稼働している病床がない等）、どのように入力すればいいのでしょうか。
- Q5_5 日次調査の報告内容を、地域病床見える化に表示させたくありません。
- Q5_6 日次調査において、病床に関連する情報を入力できるようにしてほしいです。
- Q5_7 地域病床見える化に表示できるようにしてほしいです。
- Q5_8 厚生局の保険医療機関等の指定状況に関する情報（コード内容別医療機関一覧表）において病床を有する診療所ですが、日次調査画面の切り替えがされておらず、病床情報の入力できません。

[一覧に戻る](#)

6、緊急配布要請の受付停止について

Q6_1 医療資材（医療用物資）が必要な場合はどのようにすればよいですか？

[一覧に戻る](#)

Q1_1 ユーザ名（ログイン ID）が分からないので教えてください。

A ユーザ名をお忘れのご担当者様は、下記メールアドレスまでご連絡をお願いいたします。

本人確認の為、お問い合わせには以下 4 項目の情報が必要となりますので、必ず「医療機関名」「医療機関住所」「代表電話番号」「ご担当者名」の記載をお願いいたします。

<厚生労働省 G-MIS 事務局> password@g-mis.net

[一覧に戻る](#)

Q1_2 ユーザ名（ログイン ID）は変更できますか。

A ユーザ名（ログイン ID）は変更することが出来ません。

[一覧に戻る](#)

Q1_3 パスワードが分からない（紛失した／忘れてしまった）ので教えてください。

A まず、ご自身でパスワードリセットを行い再設定をお願いします。
<https://www.med-login.mhlw.go.jp/> にアクセス後、「パスワードをお忘れですか？」のリンクをクリックし、ユーザ名（ログイン ID）を入力していただくことで、登録されているメールアドレスに、パスワードリセットの案内メールが送信されます。

もしくは、厚生労働省 G-MIS 事務局：password@g-mis.net にユーザ名（ログイン ID）と医療機関の情報とともにお問い合わせいただくことでも照会可能です。

いずれも不可能な場合は厚生労働省 G-MIS 事務局（0570-783-872）にお電話ください。医療機関名やユーザ名（ログイン ID）等を確認させていただいた後にリセットの手続きをご案内いたします。

[一覧に戻る](#)

Q1_4 パスワードが分からない（紛失した／忘れてしまった）ので教えてください。

A ご自身でパスワードリセットを行い変更してください。
<https://www.med-login.mhlw.go.jp/> にアクセス後、「パスワードをお忘れですか？」のリンクをクリックし、ユーザ名（ログイン ID）を入力していただくことで、登録されているメールアドレスに、パスワードリセットの案内メールが送信されます。

[一覧に戻る](#)

Q1_5 HER-SYS と G-MIS のパスワードは同じですか。

A HER-SYS と G-MIS の ID は同様ですが、パスワードは異なります。ログイン時はそれぞれで設定されているパスワードを入力してください。

[一覧に戻る](#)

Q1_6 システム操作マニュアルは Web で見ることができますか。

A G-MIS ログイン後の画面からダウンロード可能です。
また、厚生労働省ホームページの G-MIS のページからも閲覧可能です。

[G-MIS ページ](#)

[一覧に戻る](#)

Q1_7 ログアウト、サインアウトする方法を教えてください。

A 画面右上にある担当者名をクリックしていただくとログアウトが可能となります。

[一覧に戻る](#)

Q1_8 担当者、メールアドレスの変更方法を教えてください。

A ホーム画面の「ユーザー基礎情報登録」から変更いただけます。

[一覧に戻る](#)

Q1_9 担当者、メールアドレスの変更方法を教えてください。

A 担当者、メールアドレス以外の情報については、地方厚生局の情報をもとに順次更新を行っていくため、特にご対応いただく必要はありません。データの精査等を行う兼ね合いから、更新に2か月ほどお時間をいただきますが、ご了承いただけますと幸いです。

[一覧に戻る](#)

Q1_10 自院が日次調査で報告した情報を閲覧できますか。

A ユーザ名（ログイン ID）とパスワードでログイン後に閲覧可能です。ただし、令和5年5月8日に画面改定をしている為、一部項目は画面から参照できません。令和5年5月8日以前に入れた値を確認する場合は、レポート機能を活用して参照ください。

[一覧に戻る](#)

Q1_11 報告内容に誤りがあり、修正をしたいのですが可能ですか。

A 修正可能です。修正方法はマニュアルをご参照ください。

[一覧に戻る](#)

Q1_12 コールセンターの対応時間を教えてください。

- A** コールセンター（0570-783-872）の対応時間は平日 9 時～17 時（土日祝日、年末年始を除く）とさせていただきます。
- G-MIS ログイン後のホーム画面にある問い合わせフォームからも問い合わせを受け付けております。（対応時間はコールセンターと同様となります。）

[一覧に戻る](#)

Q1_13 操作方法、ユーザーアカウントやパスワードの再発行等の問い合わせはどこにしたらよいでしょうか。

- A** ユーザーアカウントの照会については [Q1_1](#) を、パスワードの再発行の照会については [Q1_3](#) を、操作方法についてはシステム操作マニュアルを、入力項目の内容については入力要領（3、日次・週次調査項目の内容について [Q3_3](#)）をご参照の上、それでもなおご不明な点がございましたら、厚生労働省 G-MIS 事務局 電話番号：0570-783-872(平日 9 時～17 時。土日祝日を除く。) にお問い合わせください。

[システム操作マニュアル（医療機関、とりまとめ団体用）](#)

[システム操作マニュアル（自治体用）](#)

[一覧に戻る](#)

Q1_14 システム利用の推奨環境を教えてください。

A 以下のブラウザが推奨環境となります。Internet Explorer は利用できませんのでご注意ください。

- ・Microsoft Edge 最新版
- ・Mozilla Firefox 最新版
- ・Google Chrome 最新版
- ・Safari 最新版

[一覧に戻る](#)

Q1_15 スマートフォン、タブレットでも入力できますか。

A 入力可能です。

[一覧に戻る](#)

Q1_16 シングルサインオンエラーと表示されたのですがどうしたらよいですか。

A シングルサインオンエラーのメッセージは、G-MIS の URL をお気に入りに登録いただいている場合等に発生しやすいエラーでございます。

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/> にアクセスし、再度ログインをお試しく下さい。G-MIS の URL をお気に入りに登録する際は、URL は「 <https://www.med-login.mhlw.go.jp/> 」でご登録をお願いいたします。

【エラーメッセージ内容】

Single Sign On Error We can't log you in because of an issue with single sign-on. Contact your Salesforce admin for help.

[一覧に戻る](#)

Q1_17 メールアドレス変更時にメールが送られるようになったがなぜか。

A メールアドレスの誤入力による間違ったメールアドレスへの変更を防止するため、セキュリティの観点から、変更完了前に、新しいメールアドレスへ確認する機能を追加いたしました。

[一覧に戻る](#)

Q1_18 メールアドレス変更の際、変更前のメールアドレスに通知されないようにしたい。

A 利用者が意図しないメールアドレスの変更が発生した際に検知できるようにセキュリティの観点から、変更前のメールアドレスに通知しております。ご了承ください。

[一覧に戻る](#)

Q2_1 今日の日次調査の実績はいつ入力が可能になるのか。

A 当日の 17 時頃から入力可能となります。

[一覧に戻る](#)

Q2_2 次の週次調査の報告はいつ入力可能となるのか。

A 毎週水曜日の 19 時頃から入力可能となります。

[一覧に戻る](#)

Q2_3 調査はいつまでに回答すれば良いでしょうか。

A 日次調査につきましては、毎日 13 時までにご提出ください。週次調査は、毎週水曜日 13 時までにご報告をお願いします。
休診日等で回答できない日につきましては未回答分を、診療日にまとめて登録をお願いします。

[一覧に戻る](#)

Q2_4 毎日入力が必要ですか。当日中に入力が必要ですか。

A 基本的には毎日の入力をお願いします。
ただし毎日の入力が困難な場合は、まとめての入力も可能ですが、その場合でも「日別」の実績を少なくとも週 1 回の入力をお願いします。

[一覧に戻る](#)

Q2_5 外来の実績について、土日・祝日といった、休診日の入力はどのように行えば宜しいでしょうか。

A 休診日等で入力する実績がない場合は回答は不要です。
入力日が休診日にあたる場合は翌診療日以降の登録でかまいません。

[一覧に戻る](#)

Q2_6 入院の実績等（入退院状況及び空床状況）について、土日・祝日における入力は必要でしょうか。

A 入退院状況及び空床状況については、土日・祝日においてもご入力につきまして、お願いいたします。

[一覧に戻る](#)

Q2_7 日次調査締め切り時刻に間に合わなかった分を、翌日の報告分に含めて報告してもよいでしょうか。

A 翌日分に含めるのではなく、「診療を行った日」「検査を行った日」の実績を修正して報告してください。

[一覧に戻る](#)

Q2_8 指定日まで遡って入力するのですか。

A 可能な範囲で過去の実績の入力をお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

Q2_9 患者がいなかった日も入力が必要ですか。

A 外来対応医療機関として開設した場合は、実績を0と入力してください。
外来対応医療機関として開設せず患者もいなかった場合は入力は不要です。

[一覧に戻る](#)

Q2_10 外来対応医療機関として指定されていない場合、G-MIS での報告は必要ですか。

A 指定されていない医療機関であっても、可能な限り、入力をお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

Q2_11 診療のみを行う医療機関も入力が必要ですか。

A 診療のみを行う外来対応医療機関についても、診療状況については入力をお願いします。

[一覧に戻る](#)

Q2_12 日次調査における「実績日」と「提出日」の違いを教えてください。

A 「実績日」：各種入力値の実績となる日。00時00分～23時59分の実績をご報告ください。

「提出日」：回答を入力頂きたい日（実績日の翌日）となります。

[一覧に戻る](#)

Q2_13 インターネット環境がない場合、FAXでの報告も可能ですか。

- A** WEB入力をお願いしております。
またログイン URL、ユーザ名（ログイン ID）および初期パスワード設定 URL は登録いただいたメールアドレス宛てに送付します。
インターネット環境がない場合は、郡市区医師会等のとりまとめ団体を通じた報告もご検討ください。
なお、とりまとめは郡市区医師会に限りません。WEBによる調査回答に対応できない医療機関は、管轄自治体までご相談下さい。

[一覧に戻る](#)

Q2_14 日々の調査報告内容は変化なく同様なので、事務局で代理登録して欲しい。

- A** 大変申し訳ございません。代理で登録することができかねますため、恐れ入りますが日次および週次にてご報告をお願い致します。

[一覧に戻る](#)

Q2_15 G-MIS で入力したら、現在行っている保健所や都道府県への報告は不要ですか。

- A** 厚生労働省への日々の実績報告は、G-MIS での入力のみで構いません。
その他、都道府県独自の調査等のための報告については、管轄の保健所等にお問い合わせください。

[一覧に戻る](#)

Q2_16 収集した情報はどのように公開するのですか。

- A** 収集した情報については、都道府県に対して、それぞれの区域内の医療機関の情報を即時共有いたします。
- 診療等に支障のない範囲内で広く一般に提供することが有用な情報に関しては、厚生労働省のホームページで一般向け情報として公開可能なデータとして提供しております。

[一覧に戻る](#)

Q2_17 団体のとりまとめ報告とはなんですか。

- A** 個別の医療機関が独自に入力するのではなく、団体（たとえば郡市医師会等）に報告し、団体が G-MIS に入力する方法を選択できます。
- 団体がとりまとめて報告する場合は、都道府県から厚生労働省に対する指定報告の際に、報告主体を「団体」として団体名等を事前に報告いただくことが必要になりますので、団体を通じて報告する際には、都道府県にご相談ください。

[一覧に戻る](#)

Q2_18 G-MIS のユーザ名（ログイン ID）を保有していますが、とりまとめ団体から日次調査・週次調査の報告は可能ですか。

- A** G-MIS のユーザ名（ログイン ID）を保有している場合には、基本的に自院で報告していただきますようお願い申し上げます。

[一覧に戻る](#)

Q3_1 令和5年10月8日以降も、日次調査・週次調査は継続するのでしょうか。

A 重点的・集中的な支援を通じて、冬の感染拡大に対応しつつ、通常医療との両立を更に強化することで通常の医療提供体制への段階的な移行を進めるため、本年10月から来年3月までを引き続き移行期間とし、通常の医療提供体制への移行を進めていただくこととなりますが、移行期間中、感染状況等に応じた体制が適切に確保されているか、また各医療機関における負荷及び移行状況を確認することが必要です。こうした観点から、各医療機関等においては引き続き、日次調査・週次調査への入力を御協力いただけたらと思いますが、令和5年10月以降の医療提供体制の移行を踏まえ、また負担軽減を目的として、項目を改めて見直しを行っています。

お忙しいところ恐れ入りますが、調査について、引き続き御協力のほどお願いいたします。

(参考：令和5年9月15日事務連絡 新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握のための医療機関等情報支援システム(G-MIS)への入力等について(協力依頼)その2

<https://www.mhlw.go.jp/content/001147071.pdf>)

[一覧に戻る](#)

Q3_2 日次調査・週次調査の各項目の内容を確認したいです。

A 以下の「入力要領」をご確認ください。

[○入力要領\(病院用・有床診療所用\)](#)

[○入力要領\(診療所用\)](#)

[○入力要領\(とりまとめ団体用\)](#)

[一覧に戻る](#)

Q3_3 【日次調査：新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数】
1人に対して、PCR 検査と抗原（定量・定性）検査の検体を採取した場合、検査数は2となるのでしょうか。

A 検査実施総人数は、同一人について、異なる検査や同じ検査のために複数回検体を採取した場合でも、「1」とカウントしてください。

[一覧に戻る](#)

Q3_4 【新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数】
「新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数」の欄には、検体採取の人数の過去からの累計を入力するのですか。

A 過去からの累計を入力するではありません。
報告日の前日 24 時間に、検体採取した総人数を入力してください。

[一覧に戻る](#)

Q3_5 【開設時間内における発熱患者等の数、新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数】
日次調査の①開設時間内における発熱患者等の数（人）、②新型コロナウイルス検査実施(検体採取)総人数（人）の入力方法がわかりません。

A ①「開設時間内における発熱患者等の数（人）」は開設時間内の発熱患者等数を入力してください。
②「新型コロナウイルス検査実施(検体採取)総人数（人）」は開設時間外の人数も含めて入力してください。

[一覧に戻る](#)

Q3_6 【開設時間内における発熱患者等の数、新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数】
発熱患者数と検査状況の総人数は合致しなくてはならないのですか。

A 合致する必要はありません。

[一覧に戻る](#)

Q3_7 【開設時間内における発熱患者等の数】
開設時間内において、発熱患者以外の患者を診察した場合は計上するのですか。

A 発熱がない患者であっても、症状から新型コロナウイルスへの感染が疑われるとして診療した場合は計上してください。

[一覧に戻る](#)

Q3_8 【開設時間内における発熱患者等の数】
開設時間内における発熱者数について、発熱（37.5℃以上）が無い咽頭痛や咳の患者が受診した場合も含めるのですか。

A 発熱がない患者であっても、症状から新型コロナウイルスへの感染が疑われるとして診療した場合は計上してください。

[一覧に戻る](#)

Q3_9 【開設時間内における発熱患者等の数】
開設時間内における発熱者数について、発熱（37.5℃以上）が無い咽頭痛や咳の患者が受診した場合も含めるのですか。

A 発熱外来か否かに関わらず、医療機関で診察を行った発熱患者等数をご記載ください。

[一覧に戻る](#)

Q3_10 【開設時間内における発熱患者等の数】

発熱外来を廃止し、全診察室で発熱患者を診察していく場合、全患者から新型コロナウイルス感染疑い患者の数を振り分けて、日次で把握することは困難であるが、新型コロナウイルス検査実施状況から把握し、報告してもよいのでしょうか

- A 個別に新型コロナウイルス感染疑い患者の数を把握することが難しい場合には、新型コロナウイルス検査実施状況から把握することは差支えございません。

[一覧に戻る](#)

Q3_11 【自院で入院調整を行った件数】

自院で入院調整を行った件数は、自院から他院へ調整行った数なのか、他院から自院へ調整を行った数のどちらを入力すればよいのでしょうか。

- A ①自院の外来で診察を行った結果、新型コロナウイルス感染症と診断し、入院療養が必要な患者について、他院に入院依頼等を行い、入院が行われた件数
②自院に入院中の新型コロナウイルス感染症患者について、他院に入院依頼等を行い、入院が行われた件数を計上してください。
※他院からの依頼等を受け、自院で入院患者を受け入れた件数は含めません。

[一覧に戻る](#)

Q3_12【即応病床数】

現段階（フェーズ）の即応病床数とは何でしょうか。

A 確保病床のうち即応化した病床（既に受入を行っている病床も含め、都道府県からの受入要請に応じ、準備病床からの切り替えが完了した病床）のことを、即応病床と言います。

病床確保計画は都道府県毎に定めておりますので、自院の具体的な現段階の即応病床数は、都道府県ご担当者様にご確認ください。国による回答はできかねますのでご了承ください。

[一覧に戻る](#)

Q3_13【確保病床数、即応病床数】

確保病床数と即応病床数の違いは何でしょうか。

A 確保病床数とは自都道府県内の病床確保計画に位置付けられた、受入要請があれば患者受入を行うことについて都道府県と調整済の最大の病床数のことを指します。

即応病床数はそのうち、既に受入を行っている病床も含め、都道府県からの受入要請に応じ、準備病床からの切り替えが完了している病床数を現段階（フェーズ）の即応病床数を上限にご回答ください。

[一覧に戻る](#)

Q3_14 【確保病床数、即応病床数、うち確保病床に入院中の患者数】

「確保病床」はありますが、「即応病床」はない場合、入院中の新型コロナウイルス感染症患者数の「うち確保病床に入院中の患者数」はどのように入力したらよいでしょうか。

A 確保病床のうち即応化した病床（既に受入を行っている病床も含め、都道府県からの受入要請に応じ、準備病床からの切り替えが完了した病床）のことを、即応病床と言います。そのため、確保病床に患者が入院した場合には、当該病床は、即応化された病床（つまり即応病床）となるため、即応病床数に計上してください。

【具体例】

確保病床を3床を確保している医療機関が、段階1の状況下において、確保病床に1人受け入れた場合

- ・「うち確保病床に入院中の患者数」 1人
- ・「うち確保病床以外に入院中の患者数」 0人
- ・「即応病床数」 1床
- ・「確保病床数」 3床

なお、「即応病床数」・「うち確保病床に入院中の患者数」は、現段階の即応病床数を上限にお答えいただくよう、ご注意ください。具体的な現段階の即応病床数については、都道府県ご担当者様にご確認ください。国による回答はできかねますのでご了承ください。

[一覧に戻る](#)

**Q3_15【即応病床数、新型コロナウイルス感染症患者受入可能病床数】
即応病床数と、新型コロナウイルス感染症患者受入可能病床数の
違いは何でしょうか。**

A 即応病床数とは既に受入を行っている病床も含め、都道府県からの受入要請に応じ、準備病床からの切り替えが完了している病床数のことをさします。

一方で、新型コロナウイルス感染症患者受入可能病床数は、空床である又は入院している患者をすぐに転床させることで受け入れられる病床のことを指し、既に患者が入院している病床数は含みません。

[一覧に戻る](#)

**Q3_16【うち確保病床に入院中の患者数、うち確保病床外に入院中の患者数】
新型コロナウイルス感染中等症Ⅱ患者用と、新型コロナウイルス感染
重症患者用を兼ねる場合、病床数はどのように入力したらよいでしょ
うか。**

A 医療提供体制（特に確保病床数の運用）の確認の観点から、新型コロナウイルス感染中等症Ⅱ患者用と、新型コロナウイルス感染重症患者用の病床数の総和を確認しており、重複計上とならないよう、ご入力
いただきたく存じます。

そのため、基本的に新型コロナウイルス感染中等症Ⅱ患者用と、新型コロナウイルス感染重症患者用の病床数を分けて計上し、ご入力
ただけたらと存じます。

もし、いかようにも、分けて計上することができない場合には、新型コロナウイルス感染重症患者に対応できることを勘案し、当該病床は「うち
新型コロナウイルス感染重症患者用病床数」に計上してください。

[一覧に戻る](#)

Q3_17【重症患者用病床に入院中の患者数、中等症Ⅱの患者数（呼吸不全あり）】

中等症Ⅱ患者、あるいは、中等症Ⅰ・軽症相当の患者が重症患者用病床に入院している場合、「重症患者用病床に入院中の患者数」及び「中等症Ⅱの患者数（呼吸不全あり）」はどのようにすればよいのでしょうか。

A 医療提供体制（特に病床の使用状況）の確認の観点から、「重症患者用病床に入院中の患者数」及び「中等症Ⅱの患者数（呼吸不全あり）」の総和を確認しており、重複計上とならないよう、ご入力いただきたく存じます。

基本的に、重症患者用病床には重症相当の患者が入院していることが想定されますが、仮に、重症患者用病床に中等症Ⅱ（及び軽症、中等症Ⅰ）相当の患者が入院している場合には、「重症患者用病床に入院中の患者数」に計上し、「中等症Ⅱの患者数（呼吸不全あり）」には計上しないようご報告いただきたく存じます。

[一覧に戻る](#)

Q3_18【重症患者用病床に入院中の患者数、中等症Ⅱの患者数（呼吸不全あり）】

中等症Ⅱ患者数に、重症患者病床に入院している患者数も含めて計上し、ご報告すればよいのでしょうか。

A 基本的に、重症患者用病床には重症相当の患者が入院していることが想定されますが、仮に、重症患者用病床に中等症Ⅱ相当の患者が入院している場合には、「重症患者用病床に入院中の患者数」に計上し、「中等症Ⅱの患者数（呼吸不全あり）」には計上しないようご報告いただきたく存じます。

[一覧に戻る](#)

Q3_19【重症患者用病床に入院中の患者数、中等症Ⅱの患者数（呼吸不全あり）】

「中等症Ⅱの患者数（呼吸不全あり）」に、人工呼吸器患者やECMO 管理中などの重症患者数を含めるべきでしょうか。

- A** 令和5年6月13日以降は、含めずにご報告ください。人工呼吸器患者やECMO 管理中の患者数は重症患者数の内数であり、「中等症Ⅱの患者数（呼吸不全あり）」ではなく、「重症患者用病床に入院中の患者数」の中に含めてご報告ください。

[一覧に戻る](#)

Q3_20【入院中の新型コロナウイルス感染症患者数】

入院中の患者において、新型コロナウイルス感染症の療養を明けたものの、別の疾患で引き続き入院する場合、どのように入力すればよいでしょうか。

- A** 新型コロナウイルス感染症の療養を明けた場合、「入院中の新型コロナウイルス感染症患者数」から当該人数を差し引き、入力してください。

[一覧に戻る](#)

Q3_21【うち確保病床に入院中の患者数、うち確保病床外に入院中の患者数】

うち確保病床に入院中の患者数、うち確保病床外に入院中の患者数の合計について、入院中の新型コロナウイルス感染症患者数と一致する必要があるのでしょうか。

- A** 入院患者は、確保病床内か確保病床外かいずれかに位置付けられると考えられますので、入院中の新型コロナウイルス感染症患者数と一致する必要があります。

[一覧に戻る](#)

Q3_22【搬送調整用連絡先】

「搬送調整用連絡先」は毎回入力が必要でしょうか。

- A** 最新の日次調査で入力いただければ、次回より入力された状態となるため毎回の入力は不要でございます。
実績日翌日の 16:30 までに入力された内容が反映される仕様となります。

[一覧に戻る](#)

Q3_23【週次調査】

医療用物資に関する入力項目がないですが、物資の配布は受けられないのでしょうか。

- A** 緊急配布要請は、令和 5 年 9 月 29 日より新規受付を停止しております。
物資供給についてお困りの際は、所轄都道府県窓口へご相談いただきますようお願い申し上げます。

[一覧に戻る](#)

Q4_1 地域病床見える化レポートで以前見れていた項目が見えなくなったが、参照できるのか。

A はい。参照可能です。参照方法はマニュアルをご参照ください。

[一覧に戻る](#)

Q4_2 一部の病院の情報が出てこないのは、どうしてですか。

A 当該病院が、日次調査を入力していない可能性があります。

[一覧に戻る](#)

Q4_3 ログインしても、地域病床見える化画面が表示されないのは何故でしょうか。

A 一部、地域病床見える化画面が閲覧できない ID（医療法人報告用、医療従事者の新規募集用）があり、当該 ID でログインしている可能性がございます。

その場合には、新規の ID 付与申請をお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

Q4_4 各医療機関（病院、有床診療所）が入力した情報は、どのように地域の関係者間に共有されるのでしょうか。

A 医療機関（病院、有床診療所）が入力した日次調査の情報のうち、病床の使用状況の共有に資するもの、入院調整にも活用しうるものについて、地域病床見える化画面に表示されます。

一般の方が自由に見ることができるといったものではなく、G-MIS ID を所有する県・市区町村・受入医療機関・とりまとめ機関（地域医師会等）・外来対応医療機関等といった、同一都道府県内の関係者のみが対象となっています。

地域病床見える化により情報共有される対象項目、情報共有の対象者については「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更による入院調整体制の移行に向けた「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」の改修等について」（令和5年4月11日付け事務連絡）

（ <https://www.mhlw.go.jp/content/001086537.pdf> ）をご確認ください。

[一覧に戻る](#)

Q4_5 令和5年10月2日以降、日次調査の入力項目が変更されましたが、地域病床見える化の項目も変更されますか。

A 地域病床見える化の対象項目に変更ございません。

[一覧に戻る](#)

Q5_1 診療所であるにも関わらず、病床関連の入力項目があるのはなぜですか。（例：病床の使用状況及び受入可能病床数等）

A 「新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握のための有床診療所の医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力に係る改修等について」（令和5年7月5日付け事務連絡）でお示しているとおり、各厚生局の保険医療機関の指定状況に関する情報（コード内容別医療機関一覧表）において、病床を有すると確認がとれた診療所については、病床の使用状況及び受入可能病床数等、入院受入状況について入力できるよう、日次調査の入力画面を切り替えを実施しました。

入力項目については、以下の「入力要領」をご確認ください。

[○入力要領（病院用・有床診療所用）](#)

[一覧に戻る](#)

Q5_2 令和5年7月12日に実施された有床診療所の日次調査の入力に係る改修の目的は何でしょうか。

A 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う入院医療体制については、有床診療所も含め、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととなります。

令和5年4月に各都道府県で策定いただいた「移行計画」において、今後の入院患者の受け止めの方針として、約7,300機関の病院及び約1,000機関の有床診療所で、新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れる体制、また、原則医療機関間で入院調整を行う方針であることを確認しています。

こうした移行に当たっての環境整備として、都道府県等からのご要望も踏まえ、確保病床を有する有床診療所以外の有床診療所（病床を有する診療所）においても、病床の使用状況及び受入可能病床数等、入院受入状況について入力できるよう、改修を行うこととしました。

入力いただいた空床状況に関する項目の情報は、地域病床見える化で同一都道府県内の関係者間に共有されます。（詳細は「地域病床見える化について」の [Q4_4](#) を参照ください。）

[一覧に戻る](#)

Q5_3 日次調査/週次調査の入力画面が変更されたのですが、以前の報告内容は確認できますか。

A 確認可能です。

日次調査/週次調査タブからの確認、もしくはレポート一覧よりご確認ください。

[一覧に戻る](#)

Q5_4 令和5年7月15日以降、増えた入力項目（病床の使用状況及び受入可能病床数等）のうち、回答できないものがある場合（現在、稼働している病床がない等）、どのように入力すればいいのでしょうか。

A 回答不能な項目については、0とご入力いただきますようお願いいたします。

[一覧に戻る](#)

Q5_5 日次調査の報告内容を、地域病床見える化に表示させたくありません。

A 病院及び厚生局の保険医療機関等の指定状況に関する情報（コード内容別医療機関一覧表）において病床を有すると確認がとれた診療所については、地域病床見える化の対象となります。ご了承いただけますと幸いです。

[一覧に戻る](#)

Q5_6 日次調査において、病床に関連する情報を入力できるようにしてほしいです。

A 病院及び厚生局の保険医療機関等の指定状況に関する情報（コード内容別医療機関一覧表）において病床を有すると確認がとれた診療所については、病床の使用状況及び受入可能病床数等、入院受入状況について入力できるよう、順次、切り替えを実施しているところです。情報精査の兼ね合いから、更新に2ヶ月程度お時間いただくことについてご了承ください。

切り替え対応がなされない、非保険医療機関である場合などは、都道府県の担当窓口にご相談いただき、**都道府県より厚生労働省医療班宛てに、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。**

（誠に恐れ入りますが、情報管理の兼ね合いから、都道府県からのご相談のみ受付させていただきます。医療機関からの直接の申請等は受け付けておりません。ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。）

[一覧に戻る](#)

Q5_7 地域病床見える化に表示できるようにしてほしいです。

A 病院及び厚生局の保険医療機関等の指定状況に関する情報（コード内容別医療機関一覧表）において病床を有すると確認がとれた診療所については、地域病床見える化の対象としています。

地域病床見える化の対象について相談事項がある場合には、都道府県の担当窓口にご相談いただき、**都道府県より厚生労働省医療班宛てに、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。**

（誠に恐れ入りますが、情報管理の兼ね合いから、都道府県からのご相談のみ受付させていただきます。医療機関からの直接の申請等は受け付けておりません。ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。）

[一覧に戻る](#)

Q5_8 厚生局の保険医療機関等の指定状況に関する情報（コード内容別医療機関一覧表）において病床を有する診療所ですが、日次調査画面の切り替えがされておらず、病床情報の入力できません。

A 各厚生局の保険医療機関等の指定状況に関する情報（コード内容別医療機関一覧表）において、病床を有すると確認がとれた診療所については、病床の使用状況及び受入可能病床数等、入院受入状況について入力できるよう、順次、日次調査の入力画面の切り替えを実施していますが、データの精査等を行う兼ね合いから、反映に2か月ほどかかっております。

切り替え対応がいつまでもなされない場合などは、都道府県の担当窓口にご相談いただき、**都道府県より厚生労働省医療班宛てに、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。**

（誠に恐れ入りますが、情報管理の兼ね合いから、都道府県からのご相談のみ受付させていただきます。医療機関からの直接の申請等は受け付けておりません。ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。）

[一覧に戻る](#)

Q6_1 医療資材（医療用物資）が必要な場合はどのようにすればよいですか？

A 緊急配布要請は、令和5年9月29日より新規受付を停止しております。
物資供給についてお困りの際は、所轄都道府県窓口へご相談いただきますようお願い申し上げます。

[一覧に戻る](#)